

和歌山市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	寒川篤
同上	丹羽直子
同上	中谷謙二

第1 監査の期間

令和7年9月8日から令和8年2月9日まで

第2 監査の実施箇所

1 市長公室

企画政策部

企画政策課、シティプロモーション課、秘書課、広報広聴課

2 総務局

総務部

総務課、人事課（職員研修所を含む。）、職員厚生課、行政経営課、デジタル推進課

3 危機管理局

危機管理部

総合防災課、地域安全課

4 市民環境局

市民部

市民自治振興課（地域フロンティアセンターを含む。）、市民課（東部、河南、河西、河北、中央、北、南サービスセンターを含む。）、男女共生推進課、人権同和施策課（芦原、杭の瀬、善明寺、平井、本渡、岩橋、木ノ本、鳴神、大垣内、弘西、口須佐、栄谷文化会館を含む。）

環境部

廃棄物対策課、環境政策課、青岸清掃センター、収集センター（北事務所、西事務所、ストックヤードを含む。）、浄化衛生課

5 議会事務局

議会政策課、秘書広報課

6 企業局

経営管理部

企業総務課、契約課、経理課、営業課、技術管理課

水道工務部

水道企画課、管路整備課、維持管理課、上・工業用水道管理課（加納浄水場、出島浄水場、水質試験事務所、六十谷第1・第2浄水場を含む。）

下水道部

下水道企画建設課、下水道管理課、終末処理場管理課（中央、和歌川、北部終末処理場を含む。）、下水道施設課

第3 監査の事項・実施内容

- 1 調定、収納及び現金取扱状況
- 2 予算の執行状況
- 3 財産の管理状況
- 4 委託料、補助金等の有効性及び効率性
- 5 契約事務の適正性
- 6 各事務処理の必要性及び効率性
- 7 その他

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の結果

和歌山市監査基準に準拠して監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

しかし、是正又は改善すべき事項が一部見受けられたので、次表のとおり指摘する。

特に、次表に掲げる指摘項目のうち、領収証書の取扱い誤りについては、令和5年度の定期監査においても指摘していることから、改めて現状を十分認識し、適正な管理体制の確立を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた改善を要する軽微な事務の誤りについては、その都度指導したので省略する。

指摘項目	監査結果	担当局部課等名
出納員の事務引継ぎ漏れ	和歌山市財務規則の規定に基づき、出納員による事務引継ぎが行われた際に、収納金（現金）の引継ぎ手続を行わず、後任者が指定金融機関に、納付書を用いて払い込んでいるものが見受けられたので、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。	市民環境局 市民部 男女共生推進課
領収証書の取扱い誤り	領収証書において、現金取扱員の領収印は領収証書を交付する際に押印すべきところ、事前押印し保管しているものが見受けられたので、今後このようなことがないよう適切な取扱いを徹底されたい。	市民環境局 市民部 市民自治振興課
	領収証書において、出納員の領収印は領収証書を交付する際に押印すべきところ、事前押印し保管しているものが見受けられたので、今後このようなことがないよう適切な取扱いを徹底されたい。	市民環境局 市民部 市民課 中央サービスセンター